

多治見市告示第66号

是正請求事案(地区懇談会の運営方法などの見直しについての是正請求)答申の公表について

多治見市是正請求手続条例(平成21年条例第42号)第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則(平成22年規則第28号)第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成26年3月25日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

地区懇談会の運営方法などの見直しについての是正請求(秘書広報課)

2 答 申 日 平成26年3月18日

3 審査会の結論

本件是正請求については、請求を棄却すべきものとする。

4 是正請求の趣旨及び理由

地区懇談会の運営方法の見直しに係る決定が、十分な市民参加を経ず、パブリックコメント手続の前に行われている等市民参加の理念から大きく逸脱しているので、決定を白紙に戻すべきである。

5 審査会の判断

本審査会は、以下の点について検討し、判断した。

(1)地区懇談会の運営方法の見直しの手続について

地区懇談会は、平成12年度に開始され、平成12年度は年1回、平成13年度からは年2回開催されてきた。近年では、前期地区懇談会では市長が出席し、政策に関する説明及び質疑等を行い、後期地区懇談会では地域から提案された議題について質疑等を行ってきた。

多治見市では、年2回の地区懇談会を、市長が出席する前期地区懇談会1回とし、後期地区懇談会については、地区の希望により開催する選択制の意見交換会とすることとした。

この地区懇談会の運営方法の見直しについては、以下の手続によって行われた。

ア. 平成25年2月27日 区長会において、平成25年度の地区懇談会の

開催日程等及び地区懇談会の運営方法の見直しについて提議

- イ．平成25年3月21日 調整会議(多治見市庁議要綱(平成8年訓令乙第10号)第4条に規定する調整会議をいう。)において、地区懇談会の運営方法の見直しについて提議
- ウ．平成25年3月25日 政策会議(多治見市庁議要綱第3条に規定する政策会議をいう。)において、地区懇談会の運営方法の見直しについて提議し、多治見市の原案を決定
- エ．平成25年4月16日 区長会において、地区懇談会の運営方法の見直しに関する原案について再度提議
- オ．平成25年4月16日から5月16日まで この原案についてパブリックコメント手続を実施。3名7件の意見が寄せられた。
- カ．パブリックコメント手続を踏まえ、平成25年6月12日決裁文書にて、地区懇談会の運営方法の見直しについて決定

地区懇談会の運営方法の見直しは、以上のとおり、多治見市における従来の手続と同様、区長会及びパブリックコメントによる市民参加の手続も含む政策決定に関する所定の手続に基づいて行われたものであると考える。

(2)地区懇談会の運営方法の見直しについて

今回の地区懇談会の運営方法の見直しについては、是正請求人が主張するように、年2回開催されていた地区懇談会を1回に減らすものではなく、後期地区懇談会を選択制の意見交換会とするものであり、従前どおり2回の地区懇談会の開催の道が確保されている。したがって、地区懇談会の運営方法の見直しは、是正請求人が主張するように、市民参加の水準を切り下げる不当なものであるとまでは言えない。

以上のことから、本審査会は、地区懇談会の運営方法の見直しに係る手続及び内容を不当とする是正請求人の主張は、採用できないと判断した。

6 意見

本審査会では、以下のとおり意見を述べるものである。

今回の地区懇談会の運営方法の見直しの手続については、平成24年度の地区懇談会においては、地区懇談会の運営方法の見直しについて議論されていないこと、そして、区長交代時期に開催された区長会への提議となり、同一の区長による判断ができなかったこと、後期地区懇談会が選択制の意見交換会となったことが、市民に広く周知されていないこと、選択制の意見交換会の開催手続が簡素で市民に広く周知されたものとなっていないことから、市民参加の時期、見直し後の運用については、改

善の余地があると考える。

多治見市が市民参加の見直しを行う際には、時期に配慮し、必要な期間を設け、十分な議論を行い、見直しの内容及び手続については、広く市民に周知すべきであると考える。

以上